

役員等報酬および費用弁償

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒仁会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員として賃金を得ている場合は、これを支給しない。非常勤役員については、理事会等、法人業務に係った場合のみ、その日数に応じて支給する。

2 常勤理事全員に対する報酬の総額は1,450千円/月とし、非常勤理事及び監事に対する報酬は10千円/日とする。

3 前項で定める常勤理事の報酬のうち理事長報酬については、法人の経理の状況等に基づき法人の理念の遂行に有益な存在と評議員会が認め、本人が法人の何らかの職務を担っている場合に限り、この総額を超えて支給することができる。

但し、法人の経理の状況が悪い場合には、本人からの申出によりこれを減額して支給することが出来る。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 宿泊料については、職員の旅費規程に準じて、宿泊費の実費額とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。